

社会福祉法人にいはり福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人にいはり福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人にいはり福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が実費弁償額を超える場合には、その実費とする。

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営及び総ての業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が実費弁償額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が実費弁償額を超える場合には、その実費とする。

(苦情解決第三者委員の報酬)

第6条 苦情解決第三者委員が法人及び事業所に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が実費弁償額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別紙4により報酬及び旅費を支給することができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決及び評議員会の審議を経るものとする。

附則

この規程は、平成26年 6月1日から施行する。

平成29年6月より報酬の一部改正

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,023円	0円
評議員会出席報酬等	10,023円	0円

別表2（第4条第1項関係）

理事長報酬は月額8万円とする。
ただし、支給日については
毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

別表3（第4条第1項以外、第5条及び第6条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	0円	2,000円 (証明書手続き等)
監事監査指導報酬等	10,023円	0円
苦情解決第三者委員報酬等	10,023円	0円

別表4（第7条関係）

名 称	報酬1日	旅 費
報酬及び旅費	10,023円	2,000円